

特定福祉用具販売 5つ

貸与

福祉用具専門相談員2名以上

販売

年間上限10万

改修

同一住宅上限20万

腰掛便座

水洗ポータブルトイレ設置含む

和式→洋式便器設置○
非水洗→水洗化は×

自動排泄処理装置の交換可能部品

入浴補助用具

浴槽用手すり

手すり（スロープ）
工事を伴う
自動化×

簡易浴槽

移動用リフト

移動用リフトのつり具部分

問題 51 介護保険における福祉用具について正しいものはどれか。2つ選べ。

- 1 福祉用具貸与については、種目によっては、要介護状態区分に応じた制限がある。
- 2 福祉用具貸与事業所には、福祉用具専門相談員を1人以上置かなければならない。
- 3 特定福祉用具を販売する際には、福祉用具専門相談員は、利用者ごとに特定福祉用具販売計画を作成しなければならない。
- 4 自動排泄処理装置は、交換可能部品も含め、特定福祉用具販売の対象となる。
- 5 設置工事を伴うスロープは、福祉用具貸与の対象となる。

問題 51 介護保険の福祉用具貸与の対象となるものとして正しいものはどれか。

3つ選べ。

- 1 取付工事の必要がなく、持ち運びが容易なスロープ
- 2 特殊寝台と一体的に使用されるマットレス
- 3 車輪のない歩行器
- 4 空気式又は折りたたみ式の簡易浴槽
- 5 自動排泄処理装置の専用パッド

介護老人福祉施設

介護老人福祉施設の指定を受けられる施設

老人福祉法で
特別養護老人ホーム（設置者は地
方公共団体か社会福祉法人）とし
て認可されている施設



介護保険法で
都道府県知事から介護保険施
設の指定を受けると
介護老人福祉施設となる

老人福祉法上に規定された特別養護老人ホーム（入所定員30人以上）

1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、または清拭しなければならない

要介護1,2の者でも、認知症や虐待などやむを得ない事情により特例的に入居可能

入所者の負担により、当該施設の従業者以外の介護を受けさせてはならない

医療機関入院後、3か月以内に退院できる見込みの場合、退院後、再び円滑に入所できるようにしなければならない

協力病院を定めるのは義務、協力歯科医療機関を定めるのは努力義務

介護老人福祉施設の人員基準

| | |
|--------------|---|
| 医師 | 健康管理や療養上の指導ができる必要な人数で、その基準は明示されていない。非常勤でも可 管理者は医師でなくてもOK |
| 介護支援専門員 | 1人以上。入所者の数が100人またはその端数を増すごとに1人を増やすこと。専従常勤の職員。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は他の職務との兼務可能。 |
| 生活相談員 | 入所者100人につき1人以上、常勤職員。 |
| 看護職員 介護職員 | 入所者対看護職員・介護職員は 3：1 （常勤換算） 看護職員については 30人未満の施設では1人以上（常勤換算） 30~50人未満の施設では2人以上（常勤換算） 50~130人未満の施設では3人以上（常勤換算） 130人以上の施設では3人、プラス50人またはその端数を増すごとに1人を加えた数（常勤換算） 看護職員のうち1人以上は常勤の職員 介護職員は夜勤を含めて常時1人以上の常勤の職員をおく |
| 栄養士 | 1人以上。ただし、40人以下の施設で他の社会福祉施設等の協力があり、入所者処遇に支障がない場合は配置しなくてもよい |
| 機能訓練指導員 | 1人以上。日常生活機能を改善、または減退防止の訓練ができる能力のあるもの。他の職務との兼務可。 |
| 管理者 | 常勤、ただし、管理上支障がなければ他の職務との兼務可能 |

介護老人福祉施設の加算

| | |
|------------|--|
| 看取り介護加算 | 入所者または家族の同意を得て、医師、看護師、介護職員等が共同して看取りの支援を行った場合 |
| 日常生活継続支援加算 | 要介護4・5の者や認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者、または医療的ケアを必要とする者が一定割合以上入所しており、介護福祉士の数が入所者6人に対して1人以上配置している場合 |
| 栄養マネジメント加算 | 常勤の 管理栄養士 を1人以上配置し、入所者の栄養状態を把握したうえで、医師その他多職種共同による栄養ケア計画の作成と定期的な評価・見直し、継続的な入所者ごとの栄養管理をした場合 |
| 口腔衛生管理体制加算 | 歯科医師等が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言および指導を 月1回 以上行った場合 |
| 口腔衛生管理加算 | 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対して口腔ケアを 月2回 以上行った場合 |

問題 57 介護老人福祉施設について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 介護支援専門員については、常勤の者を1人以上配置しなければならない。
- 2 看護職員については、常勤の者を1人以上配置しなければならない。
- 3 栄養士については、入所定員にかかわらず、常勤の者を1人以上配置しなければならない。
- 4 生活相談員については、常勤の者を配置しなくてもよい。
- 5 機能訓練指導員は、同一施設の他の職務に従事することができる。

問題 57 指定介護老人福祉施設について正しいものはどれか。2つ選べ。

- 1 配置される介護支援専門員は、非常勤でもよい。
- 2 入所者数が30人以上50人未満の場合は、常勤換算で2人以上の看護職員を配置しなければならない。
- 3 医務室は、医療法に規定する診療所でなければならない。
- 4 入所者が入院する場合には、3月間は当該ベットを空けておかなければならない。
- 5 利用者の負担により、当該施設の従業者以外の者による介護を受けさせることができる。